

# 誣告殺人が赦される時——『守邦近略』所載の判牘——

山本 英史

## はじめに

本章でテキストとして取り上げる『守邦近略』所載の五つの史料は清代康熙三十一年（一六九二）から三十三年（一六九四）の間に長江中下流の南に位置する江西省吉安府の長官（知府）を務めた張官始という人物の誣告殺人案に関する判牘（地方裁判の判決文）である。

『守邦近略』のような書は一般に公牘と呼ばれる。それは地方行政官たちが在任期間中に作成した公文書を本人もしくはその子弟が選集したもので、後進の官僚たちの参考に供したことから、明清時代、とりわけ清代にはたびたび刊行された。この種の書は北京の中国社会科学院法学研究所法學図書館が最も多く所蔵しているが、日本では東京大学東洋文化研究所大木文庫に比較的豊富に収められている。

『守邦近略』はアメリカ議会図書館アジア部閲覧室（Library of Congress, Asian Division Reading Room）の所蔵に係り、私の知るかぎり孤本と見られる。近年アメリカ議会図書館がホームページ「Chinese Rare Book Digital Collection (<https://www.loc.gov/collections/chinese-rare-books/about-this-collection/>)」にこの全書影を掲載したことで、海外からの閲覧・利用も可能になってくる。

『守邦近略』は全部で四集からなり、第一集には四七件、第二集には四四件、第三集には二九件、第四集には三四件、計一五四件の公文書が収められているが、第一集の三七件の告示を除く一一七件すべてが判牘である。判牘は判語と

もしい、明代のものについては濱島敦俊（濱島敦俊）「明代の判牘」、清代のものについては森田成満「清代の判語」にそれぞれ詳しい解説がある（ともに滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収）。また、判牘の所蔵機関に関しては三木聰ら共編『伝統中国判牘資料目録』（汲古書院、二〇一〇年）が教えてくれる。

撰者は張官始自身である。彼は浙江省杭州府仁和県の人、順治十七年（一六六〇）に挙人となり、最高学府である国子監の助教から康熙三十一年（一六九二）春に吉安府知府に就任した。そして康熙三十三年（一六九四）十月、配下の吉水県知県が起こした財政問題で引責辞任するまで、吉安府の行政・司法を担当した。

ところで、誣告とは相手を無実の罪で告発することをいい、なかでも誣告殺人、すなわち相手を人殺しとして誣告した場合、相手は死罪相当の冤罪が着せられることから、清律では「死罪に至り、誣告された人が刑を執行されていたならば、「もとの絞・斬によって」「誣告した人を」「反坐して死罪とする。「死罪に当てられても、なお補償・賠償はさせ、財産を付与して救済させる。」まだ執行されていなかったならば、杖一百流三千里、「配所において」徒役三年を加える」〔一〕内は小註。以下同様）〔一〕とあり、重罪とされた〔二〕。しかし、「総じて判語に見られる細故の諸事案においては、誣告条が律の規定通りに適用されることは、滅多になかったであろう」〔三〕といわれるように、誣告した者に何らかの情状が酌量されて反坐、すなわち誣告した罪に相当する刑を誣告した本人にそのまま科すという清律の原則が適用されることは少なかった。それはなぜか。

こうした問題を考える際、本章で紹介する史料は張官始が誣告反坐をあくまでも言明しつつも実際の裁定においては原告・被告だけでなく周囲も納得しうる「落とし所」を模索し、結果として出した結論をもって「情と法とがともに釣り合う」とするものであり、日常跡を絶たなかった誣告殺人に対する清代地方裁判の態度を知ることができる。伝統中国の民事案件については律に基づいて正規に法を適用する必要はなく、そこでは社会生活における健全な価値判断、とりわけ平衡感覚を意味する情理こそが最も遍在的な裁判基準であったという理解が一般的であるが〔四〕、この

史料は刑事案件の一つである誣告殺人の裁定においてそのあり方を問う素材となることからさらに注目される。

『守邦近略』を史料として用いた研究は、私のもの<sup>(5)</sup>を除けば他にまだないようである。後述のように興味深い記事を多く含む史料だけに、もっと活用されてしかるべきものと思われる。

なお、他の公牘について知りたければ、古くは国務院法制局法制史研究室編『中国法制史参考書目簡介』（北京、法律出版社、一九五七年）や張偉仁主編『中国法制史書目』（台北、中央研究院歷史語言研究所、一九七六年）に当たるのがよい。大木文庫のものは仁井田陞「大木文庫私記——とくに官箴・公牘と民衆とのかかわり——」（大木幹一編『東京大学東洋文化研究所大木文庫分類目録』東京大学東洋文化研究所、一九五九年所収）に解説がある。近年では Pierre-Etienne Will, *Handbooks and Anthologies for Officials in Imperial China: A Descriptive and Critical Bibliography*, Leiden, Brill, 2020 があ<sup>(6)</sup>。

文献史料は人間が記録したものであるかぎり、そのバックグラウンドを踏まえて初めて有効な活用が期待される。では、清代の人物について調べるにはどうすればよいか。有名人であれば、岩波書店辞典編集部編『岩波世界人名大辞典』（岩波書店、二〇一三年）などの人名辞典やオンライン検索サイトで容易に調べることができ、張官始のような知府級の人物がヒットすることはあまりない。そこで次なる手として、周駿富編『清代伝記叢刊』（台北、明文書局、一九八五年）に当たることになる。これは清代の伝記文献一五〇種を網羅した二〇五冊からなる叢書で、巻末の索引で大体の人物の名が検索できる。さらにハーバード大学、台湾の国立中央研究院、北京大学が共同開発した中国歴代人物伝記資料庫 CBDB (<https://index.com/biog>) は個人伝記資料に基づく人名検索が可能である。

もっとも張官始の場合それはそれでも詳しい情報が得られない。そういう時の最後の手段として、その人物が役人経験者であれば、秦國経主編『中国第一歴史檔案館藏清代官員履歷檔案全編』（上海、華東師範大学出版社、一九九七年）に当たるのもよいが、康熙朝の履歷文書はきわめてわずかしかなかった。ならば地方志どうか。赴任地であれば名

宦伝に「名官」と評価されたらの話だが）、本籍がわかればその地方志の人物伝に情報があるかもしれない。ちなみに張官始の履歴情報は、乾隆『杭州府志』巻七一、選挙、举人、から、吉安知府在任期間は乾隆『吉安府志』巻二〇、職官志、府職官表、からそれぞれ得られる。なお中国の検索サイト百度百科で人名を検索すると同姓同名の不必要情報が溢れて却って面倒になるが、その煩瑣を厭わなければ思わぬ収穫を得ることもある。

漢文史料を読む場合、なるべく豊富な語彙を収録した辞書を利用するに越したことはない。日本の出版では諸橋轍次『大漢和辞典』全一二巻（大修館書店、一九五五～一九六〇年、修訂本一九八四～一九八六年）が、中国の出版では羅竹風主編『漢語大詞典』全一二巻、縮印本（上海、漢語大詞典出版社、一九九七年）がその代表である。ともに大部なため携帯には不向きであったが、近年デジタル版が販売されるようになった。『大漢和辞典「デジタル版」』（大修館書店、二〇一九年）、『漢語大詞典』光碟繁体单机三・〇版（香港、商務印書館、二〇〇八年）がそれに当たる。また前者は二〇二一年からジャパンナレッジ (<https://japanknowledge.com>) のデータベース上での検索も可能となった。

このほか判牘のような史料を読む際に用いる辞書としては、愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』増訂版（大修館書店、一九八六年）が有用である。これは戦前の中国研究の中心であった東亜同文書院を前身とする愛知大学がその実績を背景に編纂したもので、現代ではもはや使われなくなった語彙を整理して二〇一〇年に刊行された第三版よりも史料を読む際にはむしろ役に立つ。なお、中国語語彙データベース (<https://hcs.achi-n.ac.jp/>) は第三版をベースにしているが、旧版などで削除された語彙も随時追加されている。

石山福治編『最新支那語大辞典』（第一書房、一九三五年）はたまに他の辞書にない語彙を拾っていることがある。「最新」とはいうものの恐ろしく古い辞書だが、一九七四年に国書刊行会から『中国語大辞典』として復刊されている。原書もまた古書で容易に購入できる。漢字一字で示された、とりわけ動詞の意味を知るのに困った場合は、田中慶太郎『支那文を読む為の漢字典』（文求堂、一九四〇年）が助けてくれる。これも古い辞書だが、現在なお研文出版で刊行を

続けている。

判牘に現れる特殊用語については、山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』（汲古書院、二〇〇四年）のほか、劉文傑『歴史文書用語詞典』明・清・民国部分（成都、四川人民出版社、一九八八年）に詳しい。また法制一般の専門用語を手短かに知りたい時には東川徳治『中国法制大辞典』（初版：一九三〇年、旧版：一九三三年、復刻版：燎原、一九七九年）が便利である。なお、『中国法制大辞典』の初版『典海』、旧版の『支那法制大辞典』など、国立国会図書館所蔵の多くの戦前出版物については国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/ja/search>）でオンライン閲覧できる。

以上の諸点を踏まえた上でテキストの史料を読んでいるところ。

## 史料Ⅰ 『守邦近略』第二集「活殺母命等事」

——賀閩高が賀水廉らに自分の母親を殺されたとして訴えた件——

### 標点文

看得。賀閩高之母死也、因嫠婦賀阿陳央族人賀水廉等、去冬與閩高父子理論杉木、既論明矣。今正月間、又央族人往論田糧磚瓦。維時閩高高出外。伊父伊弟見衆人擁至、從後門出避、家中止有母妻。想村中農人無物供膳。因而水廉等即宰圈豬、暢飲而去。適值有拜年之親友至閩高家中。而閩高之母以爲大失體面、因忿恨而投訴族衆。歸家天暮、借宿賀陶愛家。次日言旋、即自縊身死。鄉約王秀育、干證王九臣・徐廷亮等皆供、次早到閩高之家、驗明縊死。夫賀水廉・賀子降・賀一鳴等先到伊家理說、而次日伊母自縊。寧非水廉等之逼迫乎。據水廉等供、賀阿陳欲到伊家賴死、因而自縊。查阿陳之賴死無據而水廉等之登門是眞。且詞內並不告賀阿陳、則阿陳之欲往賴死、乃水廉等之捏造、可知也。況宰豬則有屠戶朱仁俚。其爲恃衆逞強、加人于所不堪、致令閩高之母羞慙忿恨、訴明族衆、次日縊死、賀水廉・賀子降・賀一鳴合依威逼致死律、夫復何辭。賀閩高狀告棍打致死、似涉誣妄。但伊母縊死是實。爲母索命、姑免深求。賀子仙

活殺母命等事

看得賀閻高之母死也。因發婦賀阿陳央族人賀水廉等去冬與閻高父子理論杉木既論明矣。今正月閻高央族人往論田糧磚瓦雜時閻高出外伊父伊弟見衆人擁至從後門出避家中止有母妻想村中農人無物供膳因而水廉等即宰閻猪暢飲而去適值有拜年之親友至閻高家中而閻高之母以爲大失體面因忿恨而投訴族衆歸家天暮借宿賀陶愛家次日言旋即自縊身死鄉約王秀毓干証王九臣徐廷亮等皆供次早

守邦近畧

五

到閻高之家驗明縊死夫賀水廉賀子降賀一鳴等先日到伊家理論而次日伊母自縊寧非水廉等之逼迫乎據水廉等供賀阿陳欲到伊家賴死因而自縊查阿陳之賴死無據而水廉等之登門是真且詞內並不告賀阿陳則阿陳之欲往賴死乃水廉等之捏造可知也况宰猪則有屠戶朱仁俚其爲恃衆逞強加人于所不堪致令閻高之母羞慚忿恨訴明族衆次日縊死賀水廉賀子降賀一鳴合依威逼致死律夫復何辭賀閻高狀告棍打致死似涉誣妄但伊母縊死是實爲母索命

『守邦近畧』第三集「活殺母命等事」(Library of Congress 所蔵、B668.21-C37)

年近八旬、查不在場。永新縣令會將一千被告嚴加禁責、則賀雲吉之不說情蔽冤、可不辨而自明。賀代偃則院狀無名、似非兇徒。一黨顏一龍賄買無據。且縊死情真、其無賄囑可知。均應省釋。值此農忙、次名干證徐廷亮與原狀無名之賀代偃、賀陶愛、暨七旬有餘之賀子仙、八旬之王秀育均籲免解、似應俯順輿情。合併聲明。

訓讀文

看し得たり。賀閻高の母の死するや、發婦賀阿陳の、族人賀水廉等に央みて、去冬に閻高父子と杉木を理論するに因るは既に論明なり。今正月の閻、又た族人に央み、往きて田糧・磚瓦を論ぜしむ。維の時、閻高は外に出づ。伊の父と伊の弟は衆人の擁して至るを見て、後門從り出避し、家中は止た母妻有るのみ。村中の農人は物の供膳する無きを想はん。因りて水廉等、即ち圈猪を宰し、暢飲して去る。適々拜年の親・友、閻高の家中に至る有るに値る。而して閻高の母大いに體面を失ふと以

爲ひ、忿恨に因りて族衆に投訴す。家に歸らんとするも天暮れ、宿を賀陶愛の家に借る。次の日に言旋するに、即ち自縊して身死す。郷約王秀育、干證王九臣・徐廷亮等皆な供するに、次の早、閨高の家に到りて、縊死を驗明す、と。夫れ賀水廉・賀子降・賀一鳴等、先日伊の家に到りて理説し、而して次の日に伊の母自縊す。寧ぞ水廉等の逼迫するに非ざらんや。水廉等の供に據れば、賀阿陳、伊の家に到りて頼死せんと欲し、因りて自縊せり、と。査するに阿陳の頼死は據無きも水廉等の登門は是れ眞なり。且つ詞内並び賀阿陳を告げざれば、則ち阿陳の往きて頼死せんと欲するは乃ち水廉等の捏造なること、知るべきなり。況や猶を幸するに則ち屠戸の朱仁俚有るをや。其の特衆逞強し、人に堪へざる所を加へ、閨高の母をして羞慙忿恨して、族衆に訴明し、次の日に縊死せしむるを致すこと爲るや、賀水廉・賀子降・賀一鳴は合に威逼致死律に依るべきも、夫れ復た何ぞ辭せんや。賀閨高の狀に棍打致死を告ぐるは誣妄に涉るに似たり。但だ伊の母縊死するは是れ實なり。母が爲に命を索むるにより、姑く深求を免ず。賀子仙は年八旬に近く、査するに場に在らず。永新縣令會て一干被告を將て嚴しく禁責を加ふれば、則ち賀雲吉の説情して蔽免せざること、辨ぜずして自づから明かなるべし。賀代偃は則ち院狀に名無く、兇徒に非ざるに似たり。一黨の顔一龍の賄買するは據無し。且して縊死は情眞にして、其の賄囑無きを知るべし。均しく應に省釋すべし。此の農忙に値り、次名の干證徐廷亮と原狀に名無き賀代偃・賀陶愛、暨び七旬有餘の賀子仙、八旬の王秀育とは均しく免解を續むるに、應に俯して輿情に順ふべきに似たり。合併せて聲明す。

### 演習に臨んで

冒頭の〈看得〉はさほどの意味はない。刑名案件の処理で自分の意見を上申する際に公文書の冒頭につける発句の一つで、強いて訳せば「思うに」になる。これに類するものに「照得」「查得」「審得」などがある(6)。

〈嫠婦〉は寡婦の意味。〈賀阿陳〉は賀姓に嫁いだ陳氏を意味する名称。「阿」は姓などの前につけて親近感を示す接

頭語。〈理論〉は是非を論じること。〈杉木〉は日本のスギ *Crytomeria japonica* ではなく、中国中南部原産の広葉杉 (コウヨウザン) *Cunninghamia lanceolata* を指す。動植物には日本語と同じ字を使っても異なるものがあるので注意を要する。

この判牘にある〈去冬〉と〈今正月〉は張官始の在任期間から見て康熙三十一〜三十三年のいずれかであること以外に特定できる情報がない。〈出外〉は「外出」ではなく、「遠方に出かけている」の意味である。農閑期に外地に出稼ぎに行っていたのであろう。〈圈猪〉は困った豚のことで、家で飼っている豚の意味。少し裕福な農家では非常食用に豚一頭を自分の家で飼うことが多かった。

〈拜年〉は年始の挨拶。〈親友〉は日本語と同じ意味のほかに親戚・友人を併称することがあり、この場合は後者である。年始に来た彼らの面前で顔をつぶされた賀閨高の母親(ここでは名前が記されていない)は族長など族内の顔役に「投訴」した。〈投訴〉とは公平な裁定を求めて権威ある者に訴えることをいう。宿を借りた〈賀陶愛〉もまた賀一族だったのかもしれない。〈言旋〉は帰ること。言は語勢を強める助辞。〈郷約〉は事件などの初動捜査を任された村役人。〈干證〉は「関係する証人」という意味。

〈理説〉は「理論」に同じく「言い争う」ことをいう。〈頼死〉については辞書にその語はないが、相手に殺人の濡れ衣を着せて金品を脅し取る凶頼の意味であろう。ここでは賀阿陳が賀閨高の母親のところに行き、死んでやると脅したことを意味している。〈屠戸〉は屠殺を専門とする業者。〈威逼致死律〉は正確には威逼人致死律といい、相手方に対し威圧を加えて脅迫し、その結果相手方を自殺のやむなきに至らしめた行為に対する罰則をいう。「威逼」は正式には「いひよく」というが、慣例で「いひつ」と読むこともある。清律に「およそ事によつて〔婚姻・土地・債務の類〕人を追詰めて〔自殺して〕死なせたならば、〔犯人に必ず恐れられるだけの威力があったことを審らかにすれば〕杖一百。もし官吏・公使などが公務によらず無関係な民を追詰めて死なせたならば、罪は同じ。〔以上の二項は〕いずれも葬儀費と



して銀一十兩を徴収する「死者の家に給付する」(一七)とある。ちなみに清律は順治三年(一六四六)に明律を基本的に踏襲し、小註を多く加えたものとして刊行され、刑部で印刷された部頒本を『大清律集解附例』と称した。以後、康熙、雍正の各時代に若干の改訂が施され、乾隆五年(一七四〇)に完成したものを『大清律例』と称した。〈姑免深求〉は免罪にする際の慣用句で、「ひとまず追及を免ず」を意味し、その前に「〜であるゆえに」といった理由が示されるのが通常である。〈姑〉は「あとのことはともかく」というニュアンスを含むが、蒸し返されることはまずない。

〈七旬〉〈八旬〉などの語句は老人の年齢を示す時によく用いるもので、一〇年を一句ということから、「七〇歳」「八〇歳」を意味する。〈永新縣令〉は永新県知県のことで、「縣令」は知県の古名。知府の場合は「太守」もしくは「郡守」と称した。ここでいう「永新縣令」とは、乾隆『吉安府志』巻二一、職官志、県職官表から康熙二十五年(一六八六)以来永新県知県の任にあつた趙作霖であることがわかる。

〈説情〉は取りなすこと。〈蔽冤〉は冤罪と断定すること。〈賄買〉は賄賂で買収すること。〈賄囑〉は賄賂で委嘱すること。〈省釋〉は釈放の意。〈農忙〉は農繁期をいう。〈次名〉には「重要でない」の意味合いがあるように思われる。〈免解〉の「解」は調書とともに人を審問のために関係官庁に送ること。押送の意。「免解」は高齢や病弱を理由に押送が免除されることをいう。〈俯〉はここでは「まげて讓歩する」の意味で用いられている。

## 現代語訳

賀閨高の母親が死んだのは、寡婦の賀阿陳が族人の賀水廉らに頼んで去年の冬に閨高父子と杉木〔の利権〕を言い争わせたのが原因であることはすでに明らかです。

今年正月に「賀阿陳は」また族人「賀水廉ら」に頼んで「賀閨高の家に」赴き田糧や磚瓦〔の利権〕について話をつけさせました。この時、閨高は遠方に出かけていました。彼の父親と弟は大勢が押し掛けてきたのを見て裏口から逃げ出

したため、家には母親と妻とがいるだけでした。田舎者の農民なので、どうせろくな食事を出すことはないと思っただけでしょう。賀水廉らはすぐに「賀閨高が飼っていた」豚を殺し、好き勝手に酒を飲んで去っていきましました。

時たまたま親戚や友人が年始の挨拶で賀閨高の家に来ました。そのため賀閨高の母親は面目が丸つぶれになったと感じ、憤慨から族長たちに訴えました。母親は「訴えを済ませて」家に帰ろうとしましたが、日が暮れたため、賀陶愛の家に泊まりました。そして次の日に帰宅するとすぐ首を吊って死んでしまいました。郷約の王秀毓、証人の王九臣・徐廷亮らはみな翌朝に賀閨高の家に行き、縊死であることを確認したと供述しています。

そもそも賀水廉・賀子降・賀一鳴らが賀閨高の家に行つて言い争つた翌日に彼の母親が自殺したのです。賀水廉らの威逼がなかったとどうしていえましよう。賀水廉らの供述によれば、賀阿陳が賀閨高の家に行き、死んでやると凶頼をしたため母親は自殺したとのことです。調べたところ、賀阿陳が母親に凶頼をした証拠はありませんが、賀水廉らが「賀閨高の」家に行つたのは事実です。かつ「賀閨高の」訴状に賀阿陳のことは一言も触れていないのですから、賀阿陳が凶頼をしたというのは賀水廉らの捏造であることがわかります。ましてや豚を殺したことについてはその場に屠戸の朱仁俚がいたくらいです。彼らが衆を恃んで威嚇し、耐えがたい行動に出たことで、賀閨高の母親が屈辱を受け、憤慨して族長たちに訴え、翌日に首を吊る結果となりました。賀水廉・賀子降・賀一鳴に威逼人致死律を適用しても咎められることはありません。

賀閨高の訴状に「賀水廉らが母親を」棍棒で殴つて殺したとあるのは嘘のようです。ただ彼の母親が縊死したのは事実です。その死に命で償わせたいと思つたためこのような嘘をついたのであり、しばし深く追及しないことにいたします。賀子仙は年が八〇歳に近く、調べたところ現場にはいませんでした。永新県の知県が以前被告らを厳しく叱責しましたので、賀雲吉が彼らのために取りなして冤罪だと断定していないのは言わずとも明らかです。賀代偃は県に提出した訴状に名がなく凶徒でもないようです。仲間の顔一龍が賄賂で買収されたというのは証拠がありません。ま

してや縊死が事実であることから賄囑もなかったことがわかります。すべて罪を許すべきです。現在まさに農繁期にあり、重要でない証人の徐廷亮と原訴状に名前のない賀代偃・賀陶愛、および七〇歳あまりの賀子仙、八〇歳の王秀毓についてはみな押送を免除するように求めており、彼らの気持ちに添うのがよいように思われますので併せて申し述べます。

### この史料が語るもの

この判牘は、同族内の資源争いに端を発し、同族の賀水廉らによって面子をつぶされた母親が腹いせに自殺したことで息子の賀閏高が賀水廉らを「活殺母命等事」、すなわち母親を殺したとして永新県に訴えた案件に対する張官始の裁定である。「活殺」の「活」は「ほんの少し前まで生きていたものを殺した」くらいの意味だが、殺人を強調するための誇張表現であり、訴状の表題にはしばしば用いられる。

賀閏高の訴状には、賀水廉、賀子降、賀一鳴らが母親を棍棒で殴り殺したとあり、高齢の賀子仙もそれに加わっていたこと、その一味に凶徒の賀代偃がいたこと、仲間の顔一龍が賄賂で買収されたことなどを追加した。これに対し張官始は、賀閏高の母親の死は賀水廉らに狼藉された屈辱による自殺であるにもかかわらず、賀閏高がそれを殺人として訴えたのはすべて虚妄であり、結果として誣告であると認識している。しかし、同時にまた彼の母親が自殺したのは事実であり、その原因をもたらした相手に仕返ししようとした気持ちには理解を示し、誣告の罪を許す見解を示している。

他方、賀水廉らは賀閏高の母親が首を吊ったのは賀阿陳のせいであって自分たちとは無関係であると反論したが、張官始は、賀阿陳が母親に凶頼をした証拠はなく、かつ賀閏高の訴状に賀阿陳への言及がないことから、これもまた捏造と判断した。そして賀水廉らの行為は、大勢で押しかけ、賀閏高の豚を勝手に殺したことなどからも悪辣であり、母

親の自殺に威逼があつたとして彼らには威逼人致死律を適用する方針を示している。

ここで注目すべきは、賀閨高は賀水廉らを母親殺しで誣告したのであり、最初から「威逼人致死」で訴えているのではない点である。誣告殺人をあえて行う背景には、賀水廉らに対して母親が自殺に追い込まれた恨みを晴らそうとしたこととともに、母親の死にかりてあわよくば相手よりも有利に立つこと、それがだめでも埋葬金という慰謝料を獲得することがあつたものと思われる。張官始はその魂胆を彼の母親が死んだ心情と擦り合わせ、諸状況を勘案した上で罪を追及しない判断を下している。

## 史料Ⅱ 『守邦近略』第二集「打死父命事」

——馬成吉が陳鼎六に自分の父親を殺されたとして訴えた件——

### 標点文

看得。馬成吉之控陳鼎六毆死父命也、緣。貞士與鼎六田界比連。去夏六月初三日、貞士將陳鼎六田内之水放蔭己禾。適遇鼎六、兩相爭論。當有隣人劉斐遠・王良貞往勸、見鼎六揮貞士一掌、右肩一拳、隨即解散。貞士回家、致患下血痢症、于七月初五日身故。初六日葬埋、至十八日而成吉忽以打死父命控縣。夫父命乃不共戴天之仇也。延至十餘日而方告、此何心哉。迨委廬陵縣檢驗而成吉又以滅屍無踪爲詞。種種詭譎、不無教唆之人可知矣。茲據吉水縣審解前來、卑府逐一究訊。雖成吉狡口支吾、而干證人等已供吐鑿擊。馬成吉本應坐誣、但查犯事時年僅十五。況伊父被毆、情有可原。羣羣異鄉稚子、姑免深求。陳鼎六恃強逞兇、以致貞士鬱抑染疴血之症而身亡。衆供僉同、情事慘毒。若照手足毆人內損吐血者律僅擬薄杖、似難瞑死者之目。合比擬威逼之律、滿杖追銀、爲貞士祭薦之費、庶于情法兩平。陳鼎七毆不在場。蕭士弘教唆不謂無因。但貞士寔由毆後得病而死。情關翁婿、事亦可原、應免議擬。陳緒章審係株連。且值春作將興、合先摘釋。至于該縣、于八月二十四日出關抵署、疊檄嚴催。延至十二月十一日、始具覆到府、又不成招。隨

即駁回、確審招解。至正月二十八日、將人犯解到、唱名之下、又無蕭士弘、復檄行提。于二月初三日蕭士弘方到。蒙檄行查、該縣遲延緣由、合併聲明。

### 訓読文

看し得たり。馬成吉の陳鼎六を毆死父命にて控ふるや、縁なり。貞士は鼎六と田界比び連ぬ。去夏六月初三日、貞士、陳鼎六の田内の水を將て己れが禾に放蔭す。適々鼎六に遇ひ、兩に相ひ争論す。當有の隣人劉斐遠・王良貞、勸に往き、鼎六が貞士に一掌、右肩に一拳を揮ふも隨即解散するを見る。貞士、家に回り、下血痢症を患ひ、七月初五日に身故するを致す。初六日葬埋するも、十八日に至りて成吉は忽ち打死父命を以て縣に控ふ。夫れ父命とは乃ち共に天を戴かざるの仇なり。延べて十餘日に至り方めて告ぐるは、此れ何の心や。廬陵縣の檢驗に委ぬるに迫んで、成吉又た滅屍無踪を以て詞と爲す。種種の詭譎、教唆の人無きにもあらざるを知るべし。茲に吉水縣の審解前來するを據け、卑府逐一究訊す。成吉、狡口支吾すると雖も、干證人等已に供吐すること鑿鑿たり。馬成吉は本より應に誣に坐すべきも、但だ査するに、事を犯せし時、年僅かに十五なるのみ。況や伊の父は毆られ、情として原すべきもの有り。異郷に繁榮たる稚子、姑く深求を免す。陳鼎六は強を恃んで兇を逞にし、以て貞士の鬱抑し疴血の症に染まりて身亡ぶを致す。衆供僉な同じく、情事は慘毒なり。若し手足毆人内損吐血者律に照らして僅かに薄杖に擬するのみならば、死者の目を瞑し難きに似たり。合に威逼の律に比擬し、滿杖に銀を追して貞士の祭薦の費と爲せば、情法兩つながら平かになるに庶からん。陳鼎七は毆りしとき、場に在らず。蕭士弘の教唆せしは因無きと謂はず。但だ貞士は寔に毆後に病を得て死ぬるに由る。情は翁婿に關はり、事も亦た原すべく、應に議擬を免すべし。陳緒章は審ぶるに株連に係る。且に春作將に興らんとするに値り、合に摘釋を先んずべし。該縣に至りては八月二十四日に出關抵署するに、疊ねて嚴催を檄す。延べて十二月十一日に至りて始めて具覆が府に到るも、又た招を成さず。隨即駁回して確かに審べ

て招解せしむ。正月二十八日に至りて人犯を將て解到するに、唱名の下、又た蕭士弘無く、復た行提を檄す。二月初三日に蕭士弘方めて到る。檄を蒙り行查せしむるも該縣の遲延せし緣由を合併あはせて聲明す。

### 演習に臨んで

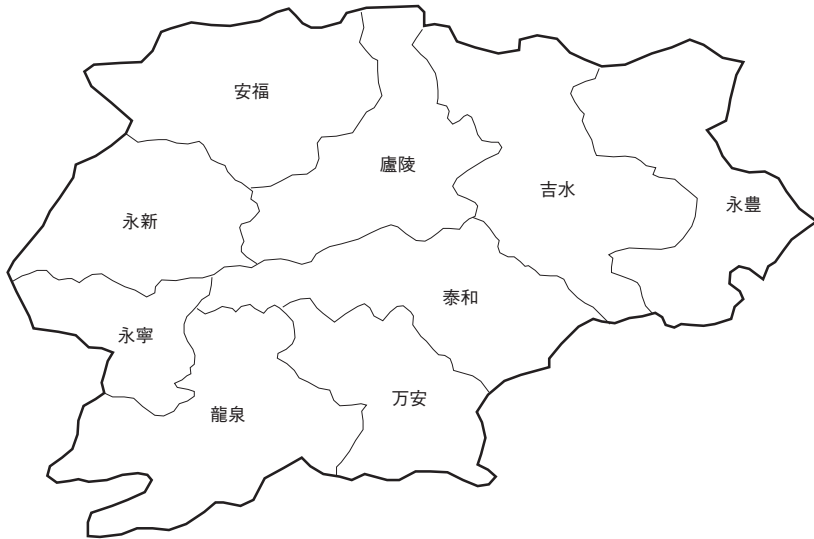
表題の〈打死父命事〉を訳すと「父親を殴り殺したこと」となる。これは原告の訴状の内容をそのまま簡潔に表したものである。「打死×命」はしばしば判牘の表題に用いられ、「×」にはこの他「兄」「弟」「夫」「男」など原告との続柄が記されることが多い。

〈緣〉は「報告の状況は以下のようなものである」という意味の起首語である。決まった訓読はなく、とくに訳すほどの意味はないが、強いて言えば「事の起こりは」という程度の語感とされている<sup>8)</sup>。ここでは前の文との関係で、「しかなかなり」と訓読する。

〈去夏六月初三日〉の年は張官始がこの事件の報告をその年に受け、翌年の二月以降に上申していることから、その着任時(康熙三十一年春)から康熙三十一年または康熙三十二年と見られるが、後述の点から見て後者と思われる。「六月三日」は言うまでもなく陰暦であり、康熙三十二年ならば、それを陽暦に換算すると一六九三年七月五日になる。この換算には鄭鶴声編『近世中西史日对照表』(初版：一九三六年、再版：北京、中華書局、一九八一年)が役に立つ。また、中央研究院歴史語言研究所の両千年中西曆轉換 (<https://sinocal.sinica.edu.tw>) も便利である。「初三日」の「初」は陰暦の日付の接頭語で、「一日」から「十日」までにつけ、「十一日」以下には用ゐない。

庶民が打官司、すなわち官に訴えを起こす場合、その居住区の最末端の行政単位である州・県の長官(州県官)に訴状を提出することを原則とした。訴状を提出したとしても必ずしも受理されるとは限らないが、判牘に残されていることからこの訴状は取り上げられたと見られる。一般に殺人がらみの訴状は州県官にとっては万一のことを懼れるた

誣告殺人が赦される時



康熙年間の吉安府



乾隆『吉安府志』卷首（東洋文庫所蔵；II-11-Bj-82）

めに退け難い傾向にあった。さらに州県官は上司である知府に報告し、その覆審を求めねばならなかった。こうした一連の訴訟手続きに関しては、寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、二〇一八年）一四三―一五一頁に簡潔な解説がある。

吉水県が関係者を府に押送していることから馬成吉が訴状を提出したのは吉水県であり、従って訴訟関係者はみな吉水県属の民であったことがわかる。張官始は廬陵県に〈檢驗〉、すなわち検屍を命じている。康熙時代、吉安府は九県を擁し、吉水県は廬陵県とともに吉安府に属する隣県であったことが知られる<sup>9)</sup>。事件の公正な捜査をはかる場合、知府はしばしば隣県に捜査協力を命じることがあった。知府の官署が廬陵県城内に置かれていたため、その任が廬陵県に委ねられたのであろう。ちなみに乾隆『吉安府志』卷二〇、職官志、県職官表から当時の廬陵県知県は蕭雲起ないしその後任の劉孟易、吉水県知県は楊嶠<sup>ようきやう</sup>であったことがわかる。

張官始は吉水県から送られてきた関係者を直接尋問した。〈前來〉は公文書特有の用語で、同等あるいは下級機関からの文書などが自分の所に届いたことを意味する。尋問の結果、張官始は馬成吉に対して本来ならば誣告反坐にすべきも、情状を酌量して免罪にする裁定を下した。〈本應坐誣、但……〉は「本来ならば当然誣告罪に問うべきところであるが、……」という際の常套句。

張官始は被告陳鼎六に対しては「手足毆人内損吐血者律」によって「薄杖」に処罪するだけでは死者が安らかに死にきれないとして「威逼之律」に「比擬」し、杖刑に加えて追徴金を科し、それを馬貞士の弔い費用に充てることをはかった。これについては若干説明を要する。〈手足毆人内損吐血者律〉とは清律にある「もし「人を暴行して」血が耳・目の中から出た、または体内で「その臟腑を」損傷して血を吐かせたならば、杖八十」<sup>10)</sup>のことである。〈威逼之律〉とは威逼人致死律で、前述のように相手に対する威逼行為が何らか影響して自殺に追い込んだことに対する罪を定めている。ただ、ここでは自殺ではないが「比擬」して処罪している。〈比擬〉は一般に「比附」といい、処罰に際



し律や条例に該当する条文がない場合、それに近い条文を参照して適用することをいう。〈薄杖〉とは「杖刑のような軽微な刑罰」といった意味でよく用いられる言葉で、ここでは「杖八十」がこれに相当する。〈擬〉とは「はかる」の意味で、「擬罪」「擬律」といった場合、自分の裁定の可否を上司に諮る表現となる。〈滿杖〉とは杖刑の中で最も重い「杖一百」を示す。

義兄の蕭士弘は若い馬成吉に訴訟を教唆したことが問題とされている。清律には「およそ訴訟を教唆して、または人のために訴状を作り罪状を増減して人を誣告したならば、犯人と同罪」<sup>(12)</sup>とある。専門家が本人に代わって訴状を代理作成することは認められていたが、金銭目的で当人に訴えることを唆し、嘘を並び立てる訟師は裁判を混乱させるため規制する必要がある<sup>(13)</sup>。

〈出闈抵署〉は、官僚が科挙の試験業務を終えてその会場である闈(貢院)から自分の官署に戻ることを意味する。科挙に携わることも知県の任務の一つだった。ここでは吉水県の知県が科挙業務のため一定期間官署に不在だったことを示している。この科挙が康熙三十二年に実施された郷試であれば、この事件が起こったのもこの年に特定される。〈招〉とは白状すること、〈成招〉は招状(自供書)を作成することをいう。〈招解〉は招状を容疑者とともに上級官庁に届けることをいう。

## 現代語訳

馬成吉がその父親を殴り殺したとして陳鼎六を訴えた件。事の起りは以下のとおりです。

馬貞士は陳鼎六と田が接していました。去年六月三日、馬貞士は陳鼎六の田内の水を自分の稲田に引き入れました。そのため二人は偶々出くわした時に喧嘩になりました。場に居合わせた隣人の劉斐遠と王良貞は仲裁に赴き、陳鼎六が馬貞士に「顔を」平手で一発、右肩を拳で一度殴りましたが、すぐに解散するのを目撃しました。馬貞士は家に帰

ると下血痢となり、七月五日に死にました。六日に埋葬しましたが、十八日になって馬成吉は突然「父親を殴り殺した」として陳鼎六を吉水県に訴えました。そもそも父を殺した者は不倶戴天の仇です。にもかかわらず一〇日以上経って初めて訴えるとは、どういふつもりなのでしょう。廬陵県に検屍を委ねると、馬成吉はまた「死体は跡形なく消えました」として言い訳しました。種種の怪しい訴えには、それを教唆する者がいたことがわかります。

いま吉水県から関係者が送られてきましたので、それがしが逐一尋問いたしました。馬成吉は狡猾に言葉をごまかしましたが、証人たちのすで行った供述は間違いないものでした。馬成吉は本来なら誣告反坐に擬すべきですが、調べてみると当時はわずかに一五歳でした。ましてや父親が殴られたこともあり、情として寛恕すべきものがあります。異郷で身寄りをなくした子供に対してはひとまず追及を免じたいと思います。

陳鼎六が強を恃んで凶暴にふるまった結果、馬貞士は気が塞ぎ下血症になって死んだのです。多くの供述はすべて一致しており、状況は悲惨です。手足殴人内損吐血者律に照らして陳鼎六を杖刑に擬すだけでは、死者は死んでも死にきれないでしょう。そこで威逼人致死律に比附し、満杖の上、銀を追徴して馬貞士の弔い費用とすれば、情と法とともに釣り合うこととなります。

陳鼎七も馬貞士を殴ったとありますが、彼は現場にはいませんでした。蕭士弘が教唆したことに原因がないとはいえません。しかし、馬貞士は事実殴られた後で病を得て死にました。訴えを教唆した心情は舅と婿の関係から生じたものであり、それもまた寛恕すべきものがありますので、法の適用を免じたいと思います。陳緒章は巻き添えをくつたことが明らかで、まさに春の耕作が始まる時期でもあり、釈放を優先すべきです。

吉水県知県に対しては、昨年八月二十四日に試験業務を終えて出署したので重ねて調査を催しました。十二月十一日になって初めて返事が府に届きましたが、自供書を作っていないので、すぐさましっかり調べて関係者を押送するよう厳しく返答しました。本年一月二十八日になって関係者一同を送り届けてきましたが、点呼すると蕭士弘が

いなかったもので、蕭士弘を連行するよう命じました。二月三日になってようやく蕭士弘が来ました。上憲の命を受けて調査しましたが、県が遅延したわけを併せて申し述べます。

### この史料が語るもの

事件の発端は吉水県の農民馬貞士が田を接する陳鼎六との水利トラブルで喧嘩となり、陳鼎六に殴られたことにある。馬貞士が陳鼎六に殴られたこととその後には下血が元で死んだことはそれぞれ事実であるが、両者に直接の因果関係が認められていない。馬貞士もその自覚があったため、いったんは遺体を埋葬するも、姉婿である蕭士弘の教唆もあって一二日経ってその件を殺人で訴えた。

馬貞士の行動は「父が陳鼎六に殺された」という強い意識がないまま陳鼎六を殺人で訴えたからには誣告であると思われる。それゆえ本来であれば反坐で、また蕭士弘も誣告教唆でそれぞれ処罪されるべきものとの見解が示されている。ところが、結果として馬貞士は免罪になっている。誣告反坐の原則がなぜ免罪になるのか。張官始は、その理由に①原告が若年であったこと、②父親が殴られたこと、の二点を挙げている。また蕭士弘を免擬する理由として①馬貞士が殴られた後で病に罹ったのは事実である点、②女婿の舅を思う心情、の二点を挙げている。

他方、被告の陳鼎六に対しては殴打が直接の死因でないことを認めながらも、「強を恃んで兇を逞にした」ことが「貞士の鬱抑し痾血の症に染まりて身亡ぶ」結果を招いた点を重視し、本来は自殺に適用される威逼人致死死律に比附して擬律することを決定している。

この判牘では馬貞士の病死が陳鼎六との喧嘩に起因するものであったと見られている。その明らかな証拠がないものの、張官始の目には少なからざる関係があるものと映ったのであろう。結果、遺された子の馬成吉の若さ、さらに父親を亡くした心情が考慮され、「打死父命」で訴えたことは誣告であるとされながらも、教唆に与った蕭士弘を含め

て処罰を免じている。反対に被告の陳鼎六に対しては「手足殴人内損吐血者律」によって「薄杖」を科すだけで十分で、威逼人致死律を援用することで埋葬金の支給を伴う措置を講じている。張官始はこの処断を「情法兩平」とし、彼の中では情と法とのバランスがうまく取れたものと見ている。

### 史料Ⅲ 『守邦近略』第二集「打死父命等事」

——鄒一清が彭日昇に自分の父親を殺されたとして訴えた件——

#### 標点文

看得。鄒一清・彭日昇兩造構訟、懸案久結、越今三載矣。緣。一清之父鄒臺行與彭日昇俱開行舖、素無仇隙、偶因爭售貨物、兩相妬忌。于三十年十一月二十八日、街市相逢、彼此角口。臺行年踰花甲、于墟市人衆之處、爲少年所辱、氣氣不平、即趨日昇之家、愬伊父彭元祉。回至羅漢寺前、昏仆于地。元祉適過、扶歸、遂呼一清兄弟、同延醫僧瑞雪、調治不效而死。伊男一清即以打死父命具控該縣。鞠審之際、屍妻鄒阿尹投遞息詞、縣擬日昇滿杖、斷追埋葬具領。而一清復控前署府、當經發縣、不異初詳、批允在案。突于本年三月間、一清又奔控前署憲、蒙批查報。卑府思此命案年久復瀆、不檢不明、隨發萬安縣就近檢驗。據仵作甘結、檢得有傷而非致命。隨將各犯證逐一研審。據原告干證劉俊生・劉仲行俱供、並未見毆。而屍妻所遞息詞、訊係一清族人鄒永年所寫、自供不諱。并據醫僧瑞雪供稱、彼時一灝同來請僧醫治。往看之時、惟見臺行氣喘喉間、咯略有聲。用下氣化痰之藥、等語。卑府再四研究、雖傷非致命、見毆無證、用藥有人、然臺行屍傷從何而有。刑訊日昇、雖堅供不認、然而屍傷現據。將奚辭以自解免耶。彭日昇合依初無害人之意而偶致殺傷人者、准鬪毆殺傷人罪、依律收贖、給付一清以爲營葬。餘係無辜、其鄒子梁・鄒日新審係竝不知情、俱以老病哀籲免解、應先摘釋。

## 訓読文

看し得たり。鄒一清・彭日昇の兩造構訟するも、懸案久しく結し、今を越ゆること三載なり。緣。一清の父鄒臺行と彭日昇とは、俱に行舗を開き、素より仇隙無きも、偶々貨物を争售するに因りて兩相ひ妬忌す。三十年十一月二十八日において街市に相ひ逢ひ、彼此角口す。臺行は年花甲を踰へ、墟市人衆たの處にて、少年の辱しむる所と爲り、氣平らかならず、即ちに日昇の家に趨き、伊の父彭元社に懇ふ。回らむとして羅漢寺前に至り、地に昏仆す。元社適々過ぎり、扶歸して、遂ちに一清兄弟を呼び、同じく醫僧瑞雪を延ぶも、調治效ならずして死す。伊の男一清は即ちに打死父命を以て該縣に具控す。鞠審の際、屍妻鄒阿尹、息詞を投遞するに、縣は日昇を滿杖に擬し埋葬を斷追して具領せしむ。而るに一清復た前署府に控へ、當經縣に發するも初詳と異ならず、批允すること案に在り。突に本年三月の間、一清又た前署憲に奔控し、批を蒙りて查報す。卑府、此の命案年久しきも復た瀆はされ、檢せざれば明らかならずと思ひ、隨いで萬安縣に發して就近檢驗せしむ。忤作の甘結に據れば、檢得せらく、傷有るも致命に非ず、と。隨いで各犯證を將て逐一研審す。原告の干證劉俊生・劉仲行俱に供するに據れば、並び未だ毆を見ず、と。而して屍妻の遞する所の息詞は、訊ぬるに一清の族人鄒永年の寫く所に係ること、自ら供して諱さず。並びに醫僧瑞雪の供を據けて稱すらく、彼の時一灑同じく來りて僧の醫治を請ふ。往看の時、惟だ臺行喉間に氣喘し略略と聲有るを見るのみ。下氣化痰の藥を用ゐる、等の語あり。卑府再四研究するに、傷は致命に非ず、毆を見ること證無く、藥を用ゐるに人有りと雖も、然れども臺行の屍傷は何に從りて有るや。日昇を刑訊し、堅く供して認めざると雖も、然るに屍傷は現據す。將た笑んぞ辭するに自ら解免を以てせんや。彭日昇は合に初めより人を害するの意無くして偶々人を殺傷することを致す者は人を鬪毆殺傷するの罪に准じ律に依りて收贖するに依り、一清に給付して以て營葬と爲さしめん。餘は無辜に係る。其れ鄒子梁・鄒日新は審べて並び情を知らざるに係り、俱に老病を以て免解を哀籲するに、應に摘釋を先にすべし。

演習に臨んで

〈兩造〉は『六部成語註解』刑部成語<sup>(13)</sup>には「原被告兩辺の人なり」とあり、原告・被告の両当事者を指す。〈構訟〉は訴訟を起こすこと。〈懸案〉は本来未解決の事件をいう。

〈三十年十二月二十八日〉の「三十年」は「康熙三十年」であり、西暦では通常「一六九一年」であるが、十一月二十八日は陽暦では翌年の一月十五日になるので注意を要する。〈花甲〉は「華甲」に同じ。「華」の字が六つの十と一からなることから数え年で六十一歳をいう。「甲」は干支の最初であり、還暦を意味する。〈少年〉は文字通り「年少者」、この場合、鄒一清よりもはるかに若い彭日昇を指す。〈羅漢寺〉は光緒『吉安府志』卷一〇、建置志、龍泉県廟記附寺観にその名があり、宋代の建立によるも咸豊六年（一八五六）に太平天国軍の侵攻によって焼失したとある。〈男〉は息子の意。〈縣〉とはこの場合羅漢寺がある龍泉県を指す。〈適過〉は「偶然通り過ぎた」の意であろうが、彭元祉は鄒台行とあつた後、なぜ羅漢寺付近に行ったのかは不明。

〈鄒阿尹〉は鄒姓に嫁いだ尹氏の意。〈息詞〉は訴訟を取り下げること。〈斷追埋葬〉は処断して埋葬金を追徴すること。それを鄒一清に「具領」させたことになる。張官始の前任者は康熙二十七年に就任した羅京。〈前署府〉の「署」は職務を代行することをいう。張官始が就任するまで吉安府知府を代行した人物と見られるが、名は特定できない。〈當經〈在案〉〉は当時すでに処理済みであることを示す文書の定型句。「在案」はその記録が保存されているという意味。〈本年〉は康熙三十二年であろう。〈前署憲〉の「憲」は上官の意。ここでは司法を扱うため按察使がそれに相当する。

省級官僚の在職期間を調べる時には、錢実甫編『清代職官年表』（北京、中華書局、一九八〇年）が役立つ。また、中央研究院歴史語言研究所の清代職官資料庫 (<https://newarchive.iip.sinica.edu.tw/officer/officerkm2>) も便利である。これ

によれば、張奇抱が康熙三十一年六月二十日に、王道熙が康熙三十二年三月十九日にそれぞれ江西按察使に就任していることから、張奇抱が離任し、王道熙が就任する間に代行を務めた人物ということになる。上司に再調査の命を受けた張官始は隣の万安県に捜査を委ねた。

〈伴作〉は検屍を行う下役人。『六部成語註解』刑部成語には「驗屍の男役なり」とある。女屍の場合は、穩婆という助産婦を帯同した。〈甘結〉は誓約に虚偽があれば甘んじて罰を受けるといふ意味の官に差し出す保証書のこと、これも『六部成語註解』吏部成語に説明がある。〈犯證〉は犯人と証人の総称。ここでいう「犯人」とは「容疑をかけられている者」の意味で用いられている。〈自供不諱〉は「洗いざらい隠し立てなく自供する」を意味する慣用句。〈據供稱等語〉は審問の状況を引用する時の文書表現で、「等語」の前までがその範囲。〈一灑〉は「一清兄弟」とあるところから鄭一清の弟と思われる。〈刑訊〉は拷問を意味する。〈解免〉は「言い逃れること」。〈初無害人之意而偶致殺傷人者、准鬪毆殺傷人罪、依律收贖〉については清律に誤殺や過失殺に対する戲殺誤殺過失殺傷人律があり、その小註に「およそ初めから人を害する意図がなく、たまたま人を殺傷してしまった場合は、みな人を鬪毆殺傷した罪に準じて、律に依って收贖し、殺傷された者の家に給付して、葬儀や医薬の費用とする」<sup>(14)</sup>とある。「准罪」とは別の罪の量刑の基準だけを借りて適用することをいう。「准」は律文に用いる基本的な八つの助辞（八字）の一つ。

## 現代語訳

鄭一清・彭日昇の二人が訴訟を起こすも落着して足掛け三年が経っています。事の起りは次の通りです。

鄭一清の父親台行と彭日昇とともに店舗を営み、本来不仲ではなかったものの、たまたま商品の販売競争で互いに妬み心を抱きました。康熙三十年十一月二十八日、街で出くわした二人は口論となりました。鄭台行は還曆を過ぎ、市場の人が多い所で若い彭日昇に辱められたため、心中穏やかならず、すぐさま彭日昇の家に赴き、父親の彭元祉に訴

えました。そして帰り際、羅漢寺の前まで来ると、地に倒れました。

彭元祉はたまたま通り過ぎ、鄒台行を扶け起こして家に戻ると、ただちに彭一清兄弟に連絡し、同時に医僧の瑞雪を呼ぶも、治療の効なく鄒台行は死んでしまいました。そこで息子の鄒一清は彭日昇が父親を殴り殺したとして当該の県にただちに訴えました。審問の際、鄒台行の妻鄒阿尹が訴訟の取り下げを申し出てきましたので、県は彭日昇を満杖の罪を適用し埋葬金を追徴して遺族に受領させました。鄒一清はまた前署府に訴えましたので、ただちに県に発令しました。ただ最初の報告と変わリませんでしたため、その裁定を認めておりました。

ところが突然本年三月の間に鄒一清は再び前署憲に訴え出ましたので、指示を受け調査報告することになりました。それがしはこの殺人案件がかなり時間を経ているにもかかわらず、調査しないと事実が明らかにならないと思い、併せて万安県に対して近くで検屍するよう発令しました。検屍役人の誓約書によれば、遺体に傷があるが、致命傷ではないとのことでした。そこでそれぞれの関係者を逐一審問しました。原告側の証人である劉俊生・劉仲行がともに鄒台行は殴られていないと供述しています。しかも鄒台行の妻の提出した訴訟取り下げ状は鄒一清の族人鄒永年が書いたものであることを隠すことなく自供しています。併せて医僧瑞雪の供述によれば、その時、鄒一灝も一緒に来て自分の治療を求めたので、見にくくと、鄒台行はひたすら喘ぎ、ゴホゴホ咳をしていたので、気を鎮め痰を取る薬を用いた、とのことでした。

そこでそれがしは繰り返し尋問しました。傷は致命傷ではなく、殴られたというのも証拠がなく、薬を与える者もいたとのことでした。しかし、それでは鄒台行の遺体の傷はどうしてできたのでしょうか。彭日昇を拷問しても、罪を認めようとはしませんでしたが、遺体の傷は現にあり、みずから言い逃れることができませんよや。彭日昇は「およそ初めから人を害する意図がなく、たまたま人を殺傷してしまった場合は、みな人を闘毆殺傷した罪に准じて、律に依って収贖す」に依り、その収贖金を鄒一清に給付して葬儀代といたしましょう。残りの者は無罪です。鄒子梁と鄒



日新は番べたところ事情を知らない者たちであり、ともに老病を理由に押送の免除を哀願していますので、まず釈放を優先すべきと考えます。

### この史料が語るもの

この裁判は鄒一清が商売上のもめごとで彭日昇に父親が殺されたとして訴えたことに対する処断をめぐって展開している。鄒一清は父親が死ぬ直前に彭日昇に侮辱されたのを恨んで冤罪を着せようとした。しかし、母親がすぐに訴えを取り下げていることからして、鄒家には殺人である認識は薄く、従って鄒一清の行為は誣告殺人に当たる。

しかし龍泉県は鄒一清を咎めず、彭日昇が鄒台行の死に何らかの影響をもたらしたとして被告側に杖一百の上、埋葬金を支払わせることで決着を図った。これは威逼人致死律に定める罪科に相当するもので、杖一百の罪を適用し、埋葬金を鄒家に支払わせて事態を収拾しようとした。府もこの裁定を支持した。鄒一清はこの裁定に納得せず、なおも府に訴えたが、結論は同じだった。

ところが、鄒一清は足掛け三年たった康熙三十二年に突然按察使司に上告した。鄒一清は彭日昇の軽微な処分と埋葬金の額に満足しなかった。少なくとも鄒一清にとって県の裁定は承服しかねるものだったのであろう。

改めて再調査を命じられた張官始は、鄒台行が病死であると認識するも、遺体にあつた傷が喧嘩の際に生じたものと見て、それを根拠に彭日昇に対し戲殺誤殺過失殺傷人律を援用して事態の収拾を図った。戲殺誤殺過失殺傷人律では過失殺人の取贖金は一二両四錢二分であり、威逼人致死律を当てはめた場合の埋葬金一〇両に比べても二両四錢二分も多いことがわかる<sup>(5)</sup>。鄒一清は上訴したことで結果として誣告の罪を問われることなく、さらに多くの埋葬金を得たといえる。

## 史料IV 『守邦近略』第二集「報明地方人命事」

——寧賢英が楊德先に自分の叔母を殺されたとして訴えた件——

### 標点文

看得。已死楊氏係中寮寧君祥妻也。緣。君祥外出營生。其妻楊氏在家乏米、于本年四月十六日往高霄楊德先家、索取豬錢二百文。路隔二十餘里。日暮難歸、遂與隣婦謝氏伴宿。次早微明、即辭出門。以其家有幼子也。不料、行至蓑衣坑、遇虎傷命。伊姪寧賢英見嬌氏越宿不歸、尋往德先之家、知已早回行。至途中傳聞蓑衣坑有一死婦。驚疑往視、果見楊氏屍骸。血流蔽面、遂疑爲德先所殺、奔報鄉隣朱啓昌等。隨經表湖王巡檢申報該縣。查、此案先據杜令因告病乞休、不能往驗情由報府、當即批行應即照例通報、并即委署吉水縣趙令就近親詣檢驗。嗣據詳稱、屍親寧君祥・鄉隣朱啓昌等供報、實係虎傷、詞懇免檢。卑府以事關人命、不厭詳慎、復檄署縣郭同知檢審去後、茲據該署縣審解前來。查係眞正虎傷。牙痕爪跡衆目難掩、則楊氏之死、寔由虎噬、于人何尤。寧賢英不加詳察、難免誣命之罪。但鄉愚無知、遇屍驚惶、率爾妄報。隨經赴縣辯明、似應免議。楊德先不早還豬錢、以致楊氏往取喪命。似亦不能無咎。然修棺盛殮出于德先、且往返拖累、情有可矜。所當仰請憲恩概予寬釋者也。謝氏女流、夫不在家、當刈穫之際、哀籲免解、合并聲明。楊氏屍棺應令屍親寧君祥領回埋葬、可也。

### 訓読文

看し得たり。已に死す楊氏は中寮の寧君祥の妻に係る。緣。君祥は外に出でて生を營む。其の妻楊氏は家に在りて米を乏<sup>か</sup>き、本年四月十六日に高霄の楊德先の家に往きて豬錢二百文を索取す。路隔つこと二十餘里、日暮れて歸り難く、遂に隣婦謝氏に伴宿す。次早微明、即ちに辭して門を出づ。其の家に幼子有るを以てなり。料らざりき、行きて蓑衣坑に至り、虎に遇ひて傷命す。伊の姪<sup>お</sup>寧賢英、嬌氏の越宿して歸らざるを見て、德先の家に尋ね往き、已に早く回行

するを知る。途中蓑衣坑に一死婦有るを傳へ聞くに至る。驚き疑ひ、往きて視るに、果たして楊氏の屍骸を見る。血  
 流面を蔽ひ、遂に徳先の殺す所と爲るを疑ひ、郷隣朱啓昌等に奔報す。隨經表湖の王巡檢、該縣に申報す。査するに、  
 此の案は先に杜令の告病乞休に因りて往驗能はざるの情由府に報ずるを據け、當即ただちに批行して、應即まさに例に照らして  
 通報すべく、并び即すみやかに吉水縣趙令に委署して就近親詣檢驗せしむ。嗣いで詳を據けて稱すらく、屍親寧君祥・郷隣  
 朱啓昌等供報するに、實に虎傷に係り、詞して免檢を懇ねがふ、と。卑府、事は人命に關はるを以て、詳慎を厭はず、復  
 た署縣郭同知に檄して檢審せしめ去りて後、茲に該署縣の審解前來するを據く。査するに真正の虎傷に係る。牙痕爪  
 跡、衆目掩ひ難ければ、則ち楊氏の死は寔に虎噬まじに由り、人に何ぞ尤しがあらん。寧賢英は詳察を加へず、誣命の罪は免  
 れ難し。但し郷愚無知、屍に遇ひて驚惶し、率爾妄報せん。隨經縣に赴いて辯明するに、應に議を免すべきに似たり。  
 楊徳先は猪錢を還かすこと早からず、以て楊氏往取して命を喪ふを致す。亦た咎無き能はざるに似たり。然れども修棺  
 盛殮は徳先より出で、且つ往返拖累なるに、情として矜あはむべき有り。當に憲恩を仰ぎ請ひて概ね寬釋を予あたふべき所の  
 者なり。謝氏は女流、夫、家に在らず、刈穫の際に當り、免解を哀籲すること、合あ并せて聲明す。楊氏の屍棺は應に  
 屍親寧君祥に令して領回埋葬せしむべくんば、可なり。

### 演習に臨んで

〈中寮〉は永豊県南一〇キロメートルにある永豊県属の村。現在の君埠郷付近。〈高霄〉は現在の贛州市興国県属の  
 村で、中寮とは直線距離にして約一〇キロメートル離れている。史料には「二十餘里」と記している。清代の一里は  
 六〇〇メートルに満たないのでほぼ一致する。〈蓑衣坑〉については不詳。君埠郷―高霄には坑のつく地名が多いが、  
 この名称は両県の地方志にも見当たらない。

〈本年四月十六日〉の「本年」は後述の理由により、康熙三十三年に特定でき、「四月十六日」は陽曆では一六九四

年五月九日になる。〈嬭氏〉は叔父の妻をいう。楊氏は寧賢英にとつて叔母に当たる。

〈表湖〉は永豊県にある鎮名。『大清一統志』にその名がある<sup>(16)</sup>。〈巡檢〉とは州県官の補佐官の一つで要地に駐在して捕盜のことを担当する役職をいう。光緒『江西通志』卷一四、職官表一六、国朝一、文職によると、表湖鎮には巡檢一名が置かれている。表湖鎮に駐在した巡檢の王某は寧賢英の訴えを永豊県に報告したのであろう。

〈社令〉とは乾隆『吉安府志』卷二一、職官志、県職官表、国朝から杜士英であることがわかる。彼は康熙二十八年に永豊県知県に就任し康熙三十三年に離任している。「告病乞休に因りて往驗能はざる」は離任の事情が病氣であり、調査ができないことを示している。

〈批行〉は「批准施行」の意。〈照例〉は「前例通り」の意。〈吉水縣趙令〉は同じく乾隆『吉安府志』卷二一、職官志、県職官表、国朝から康熙三十三年に就任した趙世功であることがわかる。〈委署〉は委任して代理させること。〈據稱〉は「ヨウケテシヨウスラク」と読み、「の報告に述べられているところによると、とのことである」の意になる。この場合の報告は趙世功の詳文（上級官庁の命を受けた調査報告）を指す。

〈卑府〉は知府が謙讓の意を込めて用いる一人称で、知県の場合は「卑県」よりも「卑職」の方が多い。〈署縣郭同知〉の「署縣」は知県職を代行すること、「同知」は知府の補佐官または庁の長官をいう。乾隆『吉安府志』卷二一、職官志、府職官表、国朝によると吉安府同知は郭維楨であり、あるいは永豊県知県の代行を兼担したものと思われる。〈去後前來〉は「したところ、と申し越している」の意で、上級からの文書に対し、かくかくしかじかの返答があったことを示す定型句である。〈女流〉は女性のやや軽んじた言い方をいう。〈可也〉は「そうすればよい」を示す用語で、文末に用いる。

## 現代語訳

すでに死亡している楊氏は中寮の寧君祥の妻です。事の起こりは以下の通りです。

寧君祥は外地に出かけて生計を立てています。その妻楊氏は家にて食べる米を欠く状態になり、本年（康熙三十三年）四月十六日に高霄の楊徳先の家に「未払いの」豚の代金銀二百文を求めに行きました。中寮から高霄までは二十里あまりあり、日が暮れて帰りにくくなったので、遂に隣婦の謝氏の家に泊まることになりましたが、翌朝明け方になるとすぐに立ち去りました。幼い子を家に残してきたためです。

思いもよらないことに、蓑衣坑に至ると虎に出くわして命を落としました。甥の寧賢英は叔母が翌日になっても帰ってこないため、楊徳先の家に尋ねにいき、早くに帰ったことを知りました。途中蓑衣坑で女の死体が出たと伝え聞きました。驚き疑いつつ確かめると、果たして楊氏の屍骸でした。彼はとても嘆き悲しみ、遂に楊徳先が殺したと思い、郷隣の朱啓昌等に走って知らせました。続いて表湖鎮の王巡檢が永豊県に報告しました。

調べたところ、この案件においては先に杜知県が病気の届けを出して休職を願いだしたため取り調べができない事情を府に連絡してきましたが、ただちに前例のように報告するよう命じ、併せて速やかに吉水県の趙知県に代行を委任し、近場はみずからが向いて調査するようにさせました。

ついで「趙知県からの」報告を受けたところ、遺族の寧君祥や郷隣朱啓昌等は本当に虎による傷であると供述しており、検屍免除を願ひ出ているとのことでした。それがしは事が人命に関わるため、なるべく慎重に努め、再び永豊県の知県を代理する郭同知に檄を飛ばし、調べて明らかにするようにさせたところ、該知県代理の調査結果が送られてきました。

その結果、本当に虎による傷でした。牙爪の痕跡は誰が見ても明らかであり、楊氏の死因は實際虎に噛まれたためで、人間には責任がありません。寧賢英が軽率に殺人を誣告した罪は免かれ難いものがあります。ただ田舎者で物事

がわからず、屍体に接してパニックとなり後先を考えることなく訴えたのでありましょう。その後永豊県に赴いて弁明しており、詮議を取り止めるのがよいようです。

楊徳先が豚の代金の支払いを遅らせた結果、楊氏がそれを取りに行つて命を落とすことになりました。楊徳先に咎がないというわけにはいかないようです。しかしながら葬儀の費用は楊徳先が出し、かつ両所の往復に負担を被つたことは、情として考慮すべきものがあります。閣下の恩情をお願いし、みな寛大に釈放すべきものと考えます。謝氏は女の身で、夫は家におらず、稲刈りの時期に当たり、押送免除を哀願していますことを、併せて申し述べます。楊氏の遺体を納めた棺は遺族の寧君祥に引き取らせて埋葬させたらよいでしょう。

### この史料が語るもの

この裁判は、豚を売った料金を求めにいった相手に叔母が殺されたとしてその甥が訴えたものである。寧賢英は寧君祥と楊氏の家に同居していたのであろうか、出稼ぎで不在であった夫の寧君祥が帰郷するのを待つことなく夫に代わって訴状を出している。

寧賢英が楊徳先を訴えた背景は不明だが、張官始はそれを「殺人を誣告した罪は免れ難い」と判断している。恐らく「楊徳先が代金を払っておればこんなことにはならなかった」という思いが、逆恨みになって表れたもので、そこには凶頼のような計画的な意図はなかったのかも知れない。張官始もその点を考慮し、恐らくは「田舎者で物事がわからず、屍体に接してパニックとなり後先を考えず訴えた」のがその行動に走つた実情だと判断し、「郷愚無知」を理由に処分を免じている。

他方、楊氏の死はひとえに虎に遭遇したことから生じた事故であり、この件に関して楊徳先はまったく関知していない。にもかかわらず、張官始は楊徳先には代金の支払いを延ばしたことで災厄を生んだ一半の責任があると判断し

ている。幸い楊徳先は楊氏の死に同情し葬儀を肩代わりしたことから「寛釋」として処分を免れているが、もし葬儀を主催していないのであれば、埋葬金の支払いを命じられたに違いない。

## 史料V 『守邦近略』第一集「叢兇毆殺事」

——李阿羅が劉成中に自分の夫を殺されたとして訴えた件——

### 標点文

看得。李阿羅乃刁悍之婦也。故夫李偉臣向有陽症未痊。後因下水撈柴、致疾復發、病遂不起。有比隣劉成中者、曾與伊夫生前口角、竟爾居奇恐嚇。是以成中不憤、先控其圖詐。阿羅乃駕以被毆身故、訟之于縣。獨不思人命何事。如果毆死、何待收殮多日而方行控告。其爲挾詐不遂、昭然可知。該縣坐誣解府、覆加研訊。阿羅雖有口如簧、其如自告之干證熊貞生・徐秀表、醫生曾上達等衆口一詞、皆云委係病故、虛誑之情、和盤托出。阿羅亦俛首無辭。應照誣告死罪未決之律、杖流准徒收贖匪枉。李奇中・張天濟知情助惡。重杖允宜。餘犯無辜相應省釋。至沙溪巡檢陶貞錫受詞遲報、奚容置喙。應請記過、可也。

### 訓読文

看し得たり。李阿羅は乃ち刁悍の婦なり。故夫李偉臣、向に陽症の未だ痊えざる有り。後に水に下りて柴を撈るに因り、疾復た發するを致し、病みて遂に起きず。比隣の劉成中なる者有り、曾て伊の夫と生前に口角するに、竟爾に居奇として恐嚇す。是を以て成中憤らず、先に其の圖詐を控ふ。阿羅は乃ち駕するに毆られて身故するを以て之れを縣に訟ふ。獨り人命の何事たるかを思はざるのみ。如し果して毆死ならば、何ぞ收殮を待つこと多日にして、方めて控告を行はん。其の挾詐して遂げざること爲るは、昭然として知るべし。該縣、誣に坐して府に解るに、覆に研訊を加

ふ。阿羅は口の簧の如き有りと雖も、其如自告の干證熊貞生・徐秀表、醫生會上達等、衆口一詞、皆な委に病故に係ると云へば、虚誑の情、和盤托出せん。阿羅も亦た首を俛れて辭無し。應に誣告死罪未決の律に照らして、杖流准徒收贖とすべきも枉に匪ず。李奇中・張天濟は情を知りつつ悪を助く。重杖允に宜し。餘犯の無辜は省釋に相應ず。沙溪巡檢陶貞錫の詞を受くるも報を遅らすに至りては、奚んぞ置喙を容さんや。應に記過を請ふべくんば、可なり。

### 演習に臨んで

〈陽症〉とは病状が発熱を伴うもので、これに対して症状が外に現れないものを陰症という。〈李阿羅〉とは羅姓の女性が李姓に嫁いだ時の呼称をいう。〈口角〉は口論のことで、手を出さない喧嘩を意味する。〈居奇〉は「自分の有利な立場を利用すること」の意で、『史記』呂不韋伝にいう「奇貨置くべし」と同じ意味である。〈是以〉は「ここをもつて」と読み、「そこで」または「そのため」の意に用いる接続語。〈圖詐〉とは「ペテンをもくろむ」の意であるが、この場合は夫の死が相手のせいだと言いがかりをつけようとしたことであり、こうした行為は凶頼に属する。劉成中が李阿羅を「凶頼」で訴えたのに対し、李阿羅は劉成中を「殺人」で訴えた。訴え先はともに県であったと思われる。

〈有口如簧〉の「簧」は笛の舌のことであり、転じて「巧みな口先で人をたぶらかす」の意味になる。「如簧之舌」も同じ意味で使われる。〈其如〉は二字で「いかんせん」と読み、「いかんともしがたい」の意がふさわしい。ちなみにこれは『漢語大詞典』の解釈であるが、『大漢和辞典』では「譬へば」、『中日大辞典』では「もし例えば」、『最新支那語大辞典』では「若シ其レガ」とだけ記しており、一口に辞書といってもさまざまな解釈があり、注意を要する。

証人たちを尋問した結果、李偉臣は病死であることで衆口一致したため、張官始はこの件を誣告であると判定し、李阿羅を「誣告死罪未決律」に基づいて「杖流准徒收贖」に裁定した。誣告された劉成中はまだ生きていることから李



阿羅には「杖一百、流三千里、「配所において、」徒役三年を加える」を適用したことを指す。ただ、ここで示された〈杖流准徒〉とは、「杖一百、流三千里、「配所において、」徒役三年を加える」が「杖一百、徒役四年」に読み替えられ、收贖を認めることをいう。〈收贖〉とは、「老幼廢疾」や婦女子が罪を犯した際に適用する贖刑で、婦女子の場合は姦盜不孝を除く犯罪に対してすべて收贖を適用された<sup>(17)</sup>。結果として誣告反坐本来の流刑を伴う終身刑から徒刑贖罪に変わったことを意味する。

〈沙溪〉は吉安府下永豊県にある鎮の一つであり、巡檢一名が置かれていた<sup>(18)</sup>。陶貞錫はこの沙溪鎮に駐在した巡檢であったことがわかる。この判牘では受け取った訴状の県への報告を怠った陶貞錫の責任が問われている。この点から、ここでいう県とは沙溪鎮が属する永豊県であり、この判牘に登場する李阿羅とその夫、隣人の劉成中その他の関係者もみなこの地の人間であることが判明する。〈記過〉とは役人に過失があれば記録して譴責することをいう。前述のように、訴状の受理は原則として長官の職務であったが、州県衙門と離れた地方にあつてはそこに駐在する巡檢などの吏員が訴状を受け取り、これを長官に送付することが認められていた<sup>(19)</sup>。清代の司法行政については臨時台灣旧慣調査会編『清国行政法』（初版・二九〇五―一五年。復刻版・大安、一九六五年、汲古書院、一九七二年）第五巻に詳しい説明がある。

### 現代語訳

李阿羅は狡猾かつ凶悪な女です。死んだ夫の李偉臣は陽症がまだ治っていなかったのに、その後川に入って柴を採ったため、病がぶり返し、とうとう死んでしまいました。隣りの劉成中とは夫が生前に口論したことがあったので、李阿羅はこれを奇貨とみて劉成中を恐喝しました。そこで劉成中は冷静に李阿羅の図詐を訴え出しました。それに対し李阿羅は夫が殴られて死んだとして永豊県に訴えました。

李阿羅は人の命が何たるかをまったく考えていません。殴られて死んだのであれば、なぜ納棺後多日を経過して初めて訴えたのでしょうか。恐喝の悪だくみをして目的が果たせなかったことは明らかです。

該県（永豊県）は誣告罪にあて身柄を府に送ってききましたので、私はさらに尋問を行いました。阿羅は言葉巧みに訴えました、いかんせん、みずから申し出た証人の熊貞生・徐秀表、医者の上達等は衆口一致して李偉臣が病死であると云ったため、彼女の訴えが虚誣であることをさらけ出してしまいました。李阿羅もまたうなだれて言葉がありません。

そこで李阿羅を誣告死罪未決の律に照らして杖流准徒取贖にしても法を枉げたことにならないと思います。李奇中・張天濟は事情を知りつつ李阿羅の悪行に協力しましたので、重杖が妥当です。残りの罪なき者たちは情状酌量して釈放するのがふさわしいでしょう。

沙溪鎮巡檢の陶貞錫が訴状を受け取って報告が遅れたことについては口をはさむ余地はありません。記過を申請してよいでしょう。

### この史料が語るもの

この判牘は妻が夫の病死にかりて生前不仲であった隣人を「群がって夫を殴り殺した」として訴えたことに対する張官始の裁定である。張官始は妻の李阿羅や証人たちに対する尋問から夫の李偉臣は病死であり、従って李阿羅の訴えはまったくの誣告であるとして県の答申をそのまま支持し、「誣告反坐」とする旨を上申している。

これは前四件の判牘とは異なり、誣告した原告に誣告反坐が適用された例である。もともと誣告死罪未決律では罪科は「流三千里杖一百加徒役三年」であるべきところが「杖流准徒」として徒役四年取贖に読み替えられており、何らかの情状が酌量された結果となっている。ここではその理由は語られていないが、夫が病死した精神的なダメージ

が若干考慮されたことも考えられる。

被告の劉成中は李偉臣と口論したことがあったとはいえ、その死には一切関わりなく明らかな冤罪と見なされたため、当然のことながら何らの責任も追及されていない。また埋葬金の給付などの負担を命じられることもなかった。

## おわりに

以上の史料はどのような一般的な問題の解明に役立つヒントを提供してくれるのであろうか。言うまでもなく、ここで紹介した史料は張官始という一官僚に限られた時代に特定の地方で行ったわずか五件の裁定であり、それらが伝える情報もきわめて簡略なものである。しかし、これらの情報はなお貴重であり、ここから以下のような推論をたかましくするのもあながち誤りとはいえない。

最初に抑えるべきは、史料が伝える情報の性質である。判牘とは、「過去の中国において、訴訟案件を扱った地方長官が、何らかの裁きを与える意味をもって書き残した文章」<sup>(20)</sup>として広く知られているところであり、そこに示された裁定でもってその裁判が必ずしも結審したわけではない。とりわけ地方長官がみずからの裁定案を上申したとしても上司から異議が唱えられる場合や裁判当事者がその裁定に承服せず、上級官署に訴え出る場合、そこに変更が加えられることもあり得た。しかし、それら判牘に収録された個々の裁定は当時の社会通念において受け入れられるべき妥当なものであったと見られる。なぜならば、判牘は地方長官自身やその子弟がその裁定を範として後世に伝えるために収録したものであり、後進の官僚たちにとっても有用・有効な判決文例と見なされたからである。この点を考えれば、これらは当時の社会において一応の妥当な判断であったと理解して差し支えないであろう。従って、ここではこれらの判牘に示された裁定は上司から追認され、さらに裁判当事者からも容認されたものであったと考える。

『守邦近略』には本章で紹介した五件を含めて誣告殺人を扱った判牘が全部で二二件収められているが<sup>(21)</sup>、Vの李

阿羅が誣告反坐に擬律されていることを除いて原告はすべて処罰を免れているか、またはそれに言及されることなく、ほとんどの場合、埋葬金を受け取っている。これに対して被告は威逼人致死律が適用されるか、そうでない場合でも杖刑が科され、さらに埋葬金の支払いが命じられているのが確認できる。

ここで問題となるのは以下の諸点である。まず原告は何ゆえ反坐になるリスクを冒してまであえて誣告殺人を行うのであろうか。親族の死が相手に何らかの影響があつたとしても、それを「威逼致死」ではなく「殺人」として訴えるのはなぜか。次に被告は殺人の冤罪を着せられた上、威逼人致死律が適用されない場合であっても杖刑や埋葬金の支払いが科されることが多いが、なぜこの一見理不尽とも思われる裁定に甘んじるのか。さらに当時のこのような地方長官の裁定が何ゆえ上司のみならず地域社会においても理のあるものとして受け容れられるのか。

これらの問題を考える上で一つのヒントになるのは戦前の上海で長年にわたって中国社会を観察してきた内山完造の随筆の一篇である。内山は、中国では何を買ってもことごとく少量の方が必ず割安になるといい、同じ品物を買ってもその値段は人によって異なっていたことを指摘する。そしてその理由を「少しより買へない人は貧乏である。貧乏人には少し位多く与へたとて好いではないか。沢山買ふ人はお金持である。金のある人からは出来るだけ沢山の利益を貰つて好いではないか」と当時の民衆の心情を代弁して、これに「支那民族の偉大なる不文律」との賛辞を呈している<sup>(22)</sup>。つまりこれは二十世紀前半の中国社会には貧乏人、すなわち「弱い立場」にある者には有利な結果が与えられて当然、金持ち、すなわち「強い立場」の者には不利な結果を受け容れて当然という独特の平衡感覚が存在していたことを述べている。

試しにこの平衡感覚を以上に紹介した誣告殺人案の裁定に当てはめてみたら、どうであろうか。Ⅰの場合、同じ一族ではあるが賀閩高は出稼ぎをしなければならぬ貧者であり、その父にも大きな力はない。他方、賀水廉らは族内で「恃強逞兇」できる存在であり、その結果が賀閩高の母親の自殺を招いている。Ⅱでは馬成吉は「異郷に營營たる

種子」であることから、父親の馬貞士とともに他所から吉水に移り住んだ農民であり、恐らくは耕作する田に關しても陳鼎六が優位にあつたのであろう。陳鼎六が馬貞士に対して「恃強逞兇」な態度で臨んだのはその力關係を示している。さらに訴え出たのはその力關係で父親を亡くし孤独になつたまだ若年で生活能力のない馬成吉である。IIIの死んだ鄒台行は六〇歳を超えた老人であるのに対し、喧嘩で鄒台行に傷を負わせた彭日昇は体力のある若者である。鄒台行は商売でも彭日昇に負けたのであろう。IVの寧君祥は出稼ぎに行き、残された妻の楊氏もその日の食べものに窮するほどの貧者であるに対し、寧家の豚を買い取り、さらに楊氏の葬儀を自主的に営んだ楊徳先はやや裕福であつたと考えられる。これより見れば、原告側の賀閨高、馬成吉、鄒一清、寧君祥らはともに「弱い立場」にある者、被告側の賀水廉、陳鼎六、彭日昇、楊徳先らは「強い立場」にある者に比定できる。ならば、前者は「有利な結果が与えられて当然」、後者は「不利な結果を受け容れて当然」の状況が「平衡」を保つことになる。

そして、そこからさらに推せば次のようなことが考えられる。「弱い立場」にある民にとって自殺、病死、事故死などの身内の死は、まさに「奇貨居くべし」に象徴されるように、それに何かしら関わつたと見られる「強い立場」の者から慰謝料を得る絶好のチャンスとなつた。そこには身内の死を恨んで相手に罪を着せるといふよりもむしろ相手に威逼があつたと認定され、結果として金銭を得ることに大きな狙いがあつたように思われる。威逼人致死律に基づく埋葬銀一〇両は、明末のある証言によれば、僱工の賃金三年分に相当するとされ、決して安いものではなかつたといふ<sup>23</sup>。そのため虚偽を含むありとあらゆる理由を挙げて身内の死が相手の行動に關係し、みづからがいかに「弱い立場」にあるかを力説した。訴状にはそれなりの文章表現力が求められたことから、訟師というプロの需要もそこから生じた。民衆にとって訴訟費用は相当の負担であり<sup>24</sup>、誣告することによって反坐を被る危険性もあつたが、勝訴することでその憂慮を凌ぐ利益が保証されることは大きな魅力であつた。訴訟が繰り返される背景はそこにあつた。

他方、地方長官にとって誣告殺人はゆゆしき行動であり、法で厳しく処断することを大前提としていた。しかし、実

際のところ常態化していた誣告殺人は上記のような弱者の権利主張であり、裁く側でも「訴えの受理を願うあまりに、果ては相手を殺人で誣告して憚らない」というように、それはいわば訴えを受理してもらったための方便のように受け止め、訴える側にしても誣告するといった感覚は薄かったものと見られる。地方長官もその点を了知していたため、たいていの場合、その行為をそのまま反坐に擬律することは実情にそぐわないものとして、原告に対して老齢または若年、孤独、郷愚無知など、いろいろ思いつくかぎりの理由をつけてそれを極力回避し、軽罪・免罪に済ませる裁定に志向した。

また当時の地方裁判制度の構造もそれを手助けした。地方裁判はその地域の紛争当事者が相互に譲り合える接点を呈示し、速やかに問題を解決して訴訟関係者の時間的・金銭的浪費を抑えるのが望ましいとされた。地方長官もなるべく業務負担を減らすべく、些末な地域紛争をたやすく裁判に持ち込む健訟の風潮を繰り返し戒めた。また係争中であっても当事者同士が和解し、訴えを取り下げるのはむしろ望むところであった。その意味で権利を主張する原告の訴えを無下に退けることは、いたずらに上訴・越訴を招くことになり、かえって業務負担が増大した。結果、被告に威逼人致死律を適用できた場合は、原告はおおむね免罪とし、威逼人致死律への適用が無理な場合でも、あれこれ理由を捻出としては原告を免罪もしくは軽罪処分にする一方で被告には埋葬金の供出を求めた。誣告殺人案の裁定にはこうした地方長官自身の事情もあったことを考慮すべきである<sup>(25)</sup>。死者に対する同情がそのあり方に影響しているとの見方もあるいは可能であろうが、そのような情に訴えるといったポーズが紛争の早期沈静化を求める巧みな手段であり、それが情理裁判の実態だったと見ることもできないわけではない。

最後に殺人の冤罪を着せられた被告が実際殺人を犯していないにもかかわらず、そのような不利な処断を受け容れる理由について考えてみよう。その一つとして多少の犠牲を払ってでも速やかに事態を取捨した方が時間的・経済的に利があるとの心理が働いたことが考えられるが<sup>(26)</sup>、それだけではなからう。上記の文脈に添えば、被告は往々に

して「強い立場」にある者たちであり、みずから「強い立場」にあることを自認するかぎり、たとい裁定がみずからに不利な状況をもたらしたとしてもそれを受け容れることにさほど抵抗はなく、その結果、「強い立場」が公認され、かつ仲裁を買って出た地方長官の顔を立てる意味においてもその裁定にあえて異を唱えることがなかった点も大きく影響しているように思われる。

これに関連して内山完造はもう一つの随筆で次のように語っている。

「面子には人の面子と自分の面子とがある。……だが、……争議などに於いては面子は三つとなるのである。つまり争議者相方と仲裁者との面子である。此三つの面子が平均しないと、問題は解決しないのである。……面子は、タゞ仲裁者の大きい力で小サイ者に片づけるのとは違ふ。自分の方丈けが都合よくなることゝは違ふのだ。面子は何日でも相対的で其相互の面子を保たねばならん。若しそれ仲裁者がはいつた場合は、其仲裁者の面子も保たねばならんと云ふ、実に面倒至極なものであることと吾等は知らねばならん」<sup>(27)</sup>。

これはまた清代の法と裁判において示された滋賀秀三の見解、すなわち「情理判断の中核部分には何びとも争う気を起こさないような自明・普遍の道理があり、周辺部分には具体的情況に即応する高度の柔軟性がある。ただし柔軟性は決して無原則ではなく、その世界に住み馴れた人々にとつては落着き先がほぼ見当のつくような柔軟性であった。そして実際には当事者と中に立つ第三者（私人たる調停者もしくは訟を聴く地方長官）との間の忍耐強い押し問答を通じて事件ごとにその具体的な落着け方が合意されたのである」<sup>(28)</sup>と通じるものがある。

清代の地方裁判における誣告殺人案の処断のあり方を通観すると、その紛争処理の規範が二十世紀前半の上海民衆社会にまで脈々として生き続けていたと見ることもでき、改めて伝統中国特有の規範と秩序のあり方について考えさせられるものがある。

さて、最後に大切なことを述べておきたい。繰り返しになるが、以上は『守邦近略』の判牘を読み込んで得た推論

であり、清代の誣告殺人案の裁定全体の仕組みといった大きな問題を考える上での一つのデッサンに過ぎない。最終的な結論はあくまでも同時代の類似した誣告殺人案に対する他の判牘の十分な収集・分析を待ち、それによってそのような仮説を補強・修正して初めて導き出されるものであることをゆめ忘れてはならない。

註

- (1) 『大清律例』卷三〇、刑律、訴訟、誣告「至死罪、所誣之人、已決者、〔依本絞・斬〕反坐〔誣告人〕以死。〔雖坐死罪、仍令備償取贖、斷付養贍。〕未決者、杖一百、流三千里、〔就於配所〕加徒役三年」(「」は小註。以下同じ)。訳文…谷井俊仁・谷井陽子訳解『大清律刑律——伝統中国の法的思考——』(平凡社、二〇一九年)一卷四〇〇頁参照。
- (2) 清律が定める刑罰は唐律以来の笞・杖・徒・流・死の五刑があり、比較的軽い刑である笞刑と杖刑はそれぞれ五等に分かれる。ともに竹板で臀部を打ち、回数は一百を上限とする。省内の駅通に送って使役する徒刑には一年、一年半、二年、二年半、三年の五等が、遠隔地に流す終身刑の流刑には二千里、二千五百里、三千里の三等があり、ともに杖一百を伴った。死刑には絞と斬の二等があった。この説明については谷井陽子「清律の基礎知識」(谷井前掲書一卷五〇～九〇頁所収)がわかりやすい。
- (3) 中村茂夫「清代の判語に見られる法の適用——特に誣告、威逼人致死をめぐって——」(『法政理論』九卷一号、一九七六年)一五頁。
- (4) 滋賀秀三「民事的法源の概括的検討——情・理・法——」(『東洋史研究』四〇巻一号、一九八一年、のち同『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年所収)。
- (5) 山本英史「健訟の認識と実態——清初の江西吉安府の場合——」(大島立子編『宋—清代の法と地域社会』財団法人東洋文庫、二〇〇六年所収、のち山本英史『赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境』研文出版、二〇一六年再収)。
- (6) 濱島敦俊「明代法制史料」(山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』公益財団法人東洋文庫、二〇一九年)一〇六頁にはそれぞれに違いが簡潔に述べられている。
- (7) 『大清律集解附例』卷一九、刑律、人命、威逼人致死「凡因事〔戸婚・田土・錢債之類〕威逼人致〔自盡〕死者、〔審犯人必有可畏之威〕杖一百。若官吏公使人等、非因公務而威逼平民致死者、罪同。〔以上二項〕竝追埋葬銀一十兩、〔給付死者之家〕。訳



- 文・谷井前掲書一卷二五八頁。
- (8) 滋賀前掲書一八一頁。
- (9) 清代の特定の府にどのような県が属しているかを知りたい場合は、『清史稿』地理志に当たるとよい。また位置関係を知りたいければ、譚其驥主編『中国歴史地図集』第八冊、清時期（上海、地図出版社、一九八七年）を参照するとよい。
- (10) 『大清律集解附例』卷二〇、刑律、鬪毆、鬪毆「若〔毆人〕血從耳目中出及內損〔其臟腑而〕吐血者、杖八十」。訳文・谷井前掲書一卷二七二頁。
- (11) 『大清律集解附例』卷二二、刑律、訴訟、教唆詞訟「凡教唆詞訟、及爲人作詞狀、增減情罪誣告人者、與犯人同罪」。訳文・谷井前掲書一卷四三五頁。
- (12) 夫馬進「明清時代の訟師と訴訟制度」（梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、一九九三年所収）参照。
- (13) 『六部成語註解』は乾隆七年（一七四二）に刊行された官庁用語解説『六部成語』をもとに清末に作られた注釈書で、一九四〇年に内藤乾吉によって活字刊行されている（内藤乾吉編『六部成語註解』復刻版・大安、一九六二年）。
- (14) 『大清律集解附例』卷一九、刑律、人命、戲殺誤殺過失殺傷人、小註「凡初無害人之意、而偶致殺傷人者、皆准鬪毆殺傷人罪、依律收贖。給付被殺被傷之家、以爲營葬及醫藥之資」。訳文・谷井前掲書一卷二四五頁参照。
- (15) 『大清律集解附例』卷一九、刑律、人命、戲殺誤殺過失殺傷人、条例「收贖過失殺人絞罪、與被殺之家營葬、折銀十二兩四錢二分」。また谷井前掲書一卷四六八―四六九頁参照。
- (16) 『大清一統志』吉安府二、表湖市巡司「在永豐縣南二百餘里。明置巡司。今因之」。
- (17) 『大清律集解附例』附在外納贖諸例図。
- (18) 光緒『江西通志』卷一四、職官表一六、国朝一、文職。
- (19) 『吏部則例』卷四四、稽察佐雜。
- (20) 滋賀前掲書一四五頁。
- (21) すでに紹介した五つを除く判贖は次のものである。「打死叔命事」（第一集）、「抄家殺叔事」（第二集）、「直情稟報事」、「打死弟命事」、「打死父命等事」、「直情稟報事」（以上、第三集）、「打死夫命事」（第四集）。
- (22) 内山完造「小賈が割安」（同『生ける支那の姿』学藝書院、一九三五年所収、のち同『内山完造批評文集 両辺倒——中国人

的政治・経済感覚の古層——』書肆心水、二〇一一年再収）一五～一六頁。

(23) 『王肯堂箋釈』巻二九、刑律、人命、威逼人致死「埋葬銀十兩、已包三年之徒工矣」。

(24) 中村前掲論文一六～一七、二二五頁。

(25) 中村茂夫はそのような裁量が行われた背景として、第一に地方官がなるべく裁判を上級審に挙げず、みずからの段階で処理するようにしたこと、第二に紛争当事者たちに以前の間関係を回復させたいという意向があったことを挙げている（中村前掲論文四一～四四頁）。また、寺田浩明は清代同治期の巴県檔案をもとにして殺人事件が地方裁判のレベルで情理判断的に処理されてしまふ点を論じている（寺田浩明「自理と上申の間——清代州県レベルにおける命案処理の実態」夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、二〇一一年、四二七～四七七頁所収）。

(26) 伝統中国の民衆の行動として安易に訴訟を起こそうとする健訟風潮が指摘されることが多いが、実際に訴訟に関わった際には金銭や時間を無駄にすることも多く、できれば訴訟などという面倒なものに関わりたくないといった心理もそこに存在したものとされる。康熙年間に浙江天台県の知県を務めた戴兆佳は訴訟に関わることで招来する割に合わない状況を具体的に説き、健訟風潮を戒めている（『天台治略』巻七、告示四、一件示諭放告日期事）。

(27) 内山完造「面子」（同『上海風語』改造社、一九四一年所収）二二三～二三四頁。

(28) 滋賀前掲書二六二頁。